

## 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要 .....	1～3
2 令和8(2026)年度予算概要 .....	4～8
3 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子 .....	9～27
4 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子 .....	28～29

1 令和7(2025)年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
戸籍住民 基本台帳費	21,838	窓口業務デジタル化推進費増 21,838 住民基本台帳システム改修費 21,838	(国) 社会保障・税番号制度システム 整備事業費 補助金 21,838

[繰越明許費]

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳システム改修費	21,838

## (2) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
国民健康保険料	41,398	国民健康保険料増 医療給付費分現年賦課分増 後期高齢者支援金等分現年賦課分増 介護納付金分現年賦課分増	41,398 30,241 9,507 1,650
国庫支出金	17,734	デジタル基盤改革支援補助金	17,734
財産収入	3,863	国民健康保険事業財政調整基金運用収入増	3,863
繰入金	△61,558	一般会計繰入金減 保険基盤安定分減 未就学児均等割保険料分増 職員給与費等分減 産前産後保険料分増	△61,558 △42,102 659 △20,160 45
補正額計	1,437		
補正後予算額	25,935,170		

[歳出]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
総務費	△3,158	国民健康保険システム標準化関係経費減	△3,158
基金積立金	3,863	国民健康保険事業財政調整基金積立金増	3,863
職員費	732	職員給与費増	732
補正額計	1,437		
補正後予算額	25,935,170		

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明
繰入金	2,782	一般会計繰入金増 職員給与費等分増
補正額計	2,782	
補正後予算額	5,428,852	

[歳出]

(単位：千円)

科目	補正額	説明
職員費	2,782	職員給与費増
補正額計	2,782	
補正後予算額	5,428,852	

2 令和8(2026)年度予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
インクルージョン 推 進 経 費	750	インクルージョン推進経費 750	
多重債務対策 関 係 経 費	140	多重債務対策関係経費 140	(道) 消費者行政強 化事業補助金 3,851
地域住民組織 活 動 推 進 費	209,764	町会活性化推進事業費 850 町会交付金 88,454 地域安全安心促進交付金 1,060 町会長等研修事業費負担金 316 函館市町会連合会補助金 10,000 町会会館建設費等補助金 12,935 町会備品設備整備費補助金 4,200 街路灯設置費等補助金 30,416 街路灯電灯料補助金 61,533	(地方債) 町会会館建設 費補助事業債 9,700
地域人権啓発 活 動 活 性 化 事 業 経 費	500	地域人権啓発活動 活性化事業経費 500	(道) 地域人権啓発 活動活性化 事業委託金 500
消費生活向上等 推 進 費	17,849	消費生活センター管理委託料 14,781 (債務負担行為分 14,372, その他) 消費者行政推進費 68 特殊詐欺被害防止対策 機器購入費補助金 3,000	(その他) 消費生活相談 業務負担金 2,401
犯罪被害者等 支 援 条 例 検 討 委 員 会 関 係 経 費	100	犯罪被害者等支援条例 検討委員会関係経費 100	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
男女共同参画 推 進 費	37,560	男女共同参画推進費 981 市民・事業者意識調査関係経費 2,640 性の多様性理解促進等 事業関係経費 300 ジェンダーギャップ 解消関係経費 1,000 女性つながりサポート事業費 4,822 女性センター管理委託料 27,617 (債務負担行為分) 函館市女性会議補助金 200	(国) 地域女性活躍 推進交付金 3,616 (その他) 女性センター 使 用 料 57
交 通 安 全 費	15,534	交通安全対策会議委員報酬 40 市民交通安全推進費 751 梁川交通公園管理委託料 14,243 (債務負担行為分 13,733, その他) 高齢者安全運転支援装置 設置事業費補助金 500	(その他) 公園使用料 5,809 (その他) 指定寄付金 325
おくやみ相談窓口 事務所要経費	6,300	おくやみ相談窓口 事務所要経費 6,300	
マイナンバー カード関係経費	129,070	マイナンバーカード 事務所要経費 129,070	(国) 社会保障・税 番号制度個人 番号カード交 付事業費補助金 128,991

## 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消費生活センター管理委託料	令和9(2027)年度から 令和13(2031)年度まで	84,105
女性センター管理委託料	令和9(2027)年度から 令和13(2031)年度まで	153,363
梁川交通公園管理委託料	令和9(2027)年度から 令和13(2031)年度まで	78,430

## (2) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
国民健康保険料	3,581,339	現年賦課分 医療給付費分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分 滞納繰越分	3,497,595 2,432,247 738,911 244,580 81,857 83,744
使用料及び手数料	8	証明等手数料 督促手数料	7 1
国庫支出金	57	災害臨時特例補助金	57
道支出金	17,963,590	保険給付費等交付金 普通交付金 特別交付金 健康増進事業費補助金	17,962,739 17,745,208 217,531 851
財産収入	5,999	国民健康保険事業財政調整基金運用収入	5,999
繰入金	2,877,000	一般会計繰入金 保険基盤安定分 未就学児均等割保険料分 職員給与費等分 産前産後保険料分 財政安定化支援事業分 その他 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	2,747,000 1,691,482 6,190 493,311 2,837 553,091 89 130,000
繰越金	1	前年度繰越金	1
諸収入	11,993	延滞金・第三者納付金・返納金等	11,993
合 計	24,439,987		

[歳 出]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明
総 務 費	160,918	一般管理費 72,135 賦課徴収費 30,151 特別対策事業費 58,632 保険料適正賦課及び収納率向上 特別対策所要経費 42,846 医療費適正化特別対策所要経費 15,786
保 険 給 付 費	17,745,208	療養給付費 14,960,124 療養費 131,714 高額療養費 2,552,838 その他保険給付費 100,532 (移送費・出産育児一時金・葬祭費等)
国民健康保険 事業費納付金	5,922,165	医療給付費分 4,313,287 後期高齢者支援金等分 1,114,110 介護納付金分 373,465 子ども・子育て支援納付金分 121,303
保 健 事 業 費	188,356	特定健康診査等事業費 158,426 保健事業費 29,930
基 金 積 立 金	6,000	国民健康保険事業財政調整基金積立金 6,000
諸 支 出 金	13,850	保険料過誤納金払戻金 13,700 還付加算金 150
職 員 費	393,490	職員給与費 393,490
予 備 費	10,000	
合 計	24,439,987	

## (3) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
後期高齢者医療 保 険 料	4,158,649	現年分 滞納繰越分	4,148,332 10,317
使用料及び手数料	1	督促手数料	1
道 支 出 金	831	健康増進事業費補助金	831
広域連合支出金	12,990	長寿・健康増進事業費補助金 健康診査等受診率向上特別事業費補助金	2,990 10,000
繰 入 金	1,629,000	一般会計繰入金 保険基盤安定軽減分 職員給与費等分	1,629,000 1,378,874 250,126
繰 越 金	1	前年度繰越金	1
諸 収 入	139,309	後期高齢者医療広域連合受託事業収入, 保険料還付金, 還付加算金ほか	139,309
合 計	5,940,781		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
総 務 費	29,992	一般管理費 徴収費	3,630 26,362
保 健 事 業 費	125,674	健康診査事業費	125,674
後期高齢者医療 広域連合納付金	5,668,479	後期高齢者医療広域連合納付金	5,668,479
諸 支 出 金	10,500	保険料過誤納金払戻金 還付加算金	10,000 500
職 員 費	105,136	職員給与費	105,136
予 備 費	1,000		
合 計	5,940,781		

### 3 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

#### (1) 改正理由

保険料の所得割等の賦課割合および基礎賦課限度額を改定し、ならびに国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い保険料の賦課に関する規定等を整備するため

#### (2) 改正内容

令和8年度から、国民健康保険被保険者に対し、現行の保険料（医療分・後期分・介護分）に子ども・子育て支援納付金分が追加された保険料を賦課することとなったため、現行の規定を整備し、子ども・子育て支援納付金賦課額に関する規定を追加

##### ア 令和8年度以降の保険料の賦課基準の整備

##### ① 賦課割合の改定（第13条、第13条の6の5、第13条の10）

保険料の賦課割合のうち、所得割の賦課割合を100分の45から100分の44に改め、平等割の賦課割合を100分の20から100分の21に改める。

##### ② 賦課限度額の改定（第13条の6）

基礎賦課分の賦課限度額を66万円から67万円に改める。

##### ③ 保険料軽減判定所得の改定（第19条）

被保険者応益割を減額する基準のうち、5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に改め、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を

56万円から57万円に改める。

##### イ 子ども・子育て支援納付金分の保険料に関する規定の整備

##### ① 賦課割合（第13条の12から第13条の15）

保険料の賦課割合について、所得割を100分の42と、均等割を100分の34と、平等割を100分の24と定める。

##### ② 賦課限度額（第13条の16）

賦課限度額を3万円と定める。

- ③ 子ども・子育て支援納付金賦課額等に係る規定の整備（第7条，第8条，第14条，第19条の2から第19条の5）

（3）施行期日

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（4）適用区分

改正後の第7条，第8条，第13条，第13条の6，第13条の6の5，第13条の10，第13条の12から16，第14条および第19条の2から5までの規定は，令和8年度以後の年度分の保険料について適用し，令和7年度分までの保険料については，なお従前の例による。

## 函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(保険料の賦課額)</p> <p>第7条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）および後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）ならびに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p style="text-align: center;">(基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条、第19条の3または第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）および高齢者医療確</p>	<p style="text-align: center;">(保険料の賦課額)</p> <p>第7条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p style="text-align: center;">(基礎賦課総額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）および高齢者医療確</p>

保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ （略）

（基礎賦課額の保険料率）

第13条 （略）

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の45に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) （略）

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め

保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）ならびに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等、介護納付金ならびに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) （略）

ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等、介護納付金ならびに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ （略）

（基礎賦課額の保険料率）

第13条 （略）

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の44に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) （略）

(3) （略）

るところにより算定した額

ア イまたはウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ （略）

2 （略）

（基礎賦課限度額）

第13条の6 第10条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第13条の6の5 （略）

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) （略）

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イまたはウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度およびその

ア イまたはウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の21に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ （略）

2 （略）

（基礎賦課限度額）

第13条の6 第10条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第13条の6の5 （略）

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の44に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) （略）

(3) （略）

ア 特定世帯または特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の21に相当する額を当該年度の前年度および

直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) (略)

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 (略)

(介護納付金賦課限度額)

第13条の11 (略)

(新設)

その直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 (略)

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の44に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) (略)

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の21に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 (略)

(介護納付金賦課限度額)

第13条の11 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条および第19条の3から第19条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する

費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

(新設)

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額ならびに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

(新設)

第13条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

(新設)

第13条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第13条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料

率の算定に係る額」という。)の100分の42に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の34に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第13条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯または特定継続世帯以外の世帯子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の24に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の16 第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(端数計算)

第14条 (略)

2 第10条の基礎賦課額、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額、第13条の8の介護納付金賦課額または第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるとき

(新設)

(端数計算)

第14条 (略)

2 第10条の基礎賦課額、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額または第13条の8の介護納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 (略)

4 第13条第1項、第13条の6の5または第13条の10第1項に規定する保険料率を決定する場合において、所得割については小数点以下第4位未満の端数があるときならびに被保険者均等割および世帯別平等割については10円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り上げるものとする。

(新設)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、または1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少し、もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、もしくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第10条の基礎賦課額、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額(被保険者数が増加もしくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))または特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号(同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に

は、その端数を切り捨てる。

3 (略)

4 第13条第1項、第13条の6の5第1項または第13条の10第1項に規定する保険料率を決定する場合において、所得割については小数点以下第4位未満の端数があるときならびに被保険者均等割および世帯別平等割については10円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り上げるものとする。

5 第13条の15第1項に規定する保険料率を決定する場合において、所得割については小数点以下第4位未満の端数があるときおよび世帯別平等割については100円未満の端数があるときあつては、それぞれその端数を切り上げるものとし、被保険者均等割および18歳以上被保険者均等割については100円未満の端数があるときあつては、市長が別に定めるところにより、それぞれその端数を処理するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、または1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少し、もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、もしくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第10条の基礎賦課額、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額もしくは第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額(被保険者数が増加もしくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))または特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号(同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額もしくは同条第4項各号に定める額、第19条の3第1項(同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、同条第4項(同条第5項または第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第19条の4第1項各号(同条第2項から第4項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項におい

定める額もしくは同条第4項各号（同条第5項または第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日または1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日もしくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条の基礎賦課額、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額もしくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額または事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額ならび

て同じ。）に定める額、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額もしくは第19条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日または1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日もしくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条の基礎賦課額、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額、第13条の8の介護納付金賦課額もしくは第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額または次条第1項各号に定める額、同条第4項各号に定める額、第19条の3第1項に定める額、同条第4項に定める額、第19条の4第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額もしくは第19条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額または事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額ならび

に他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても同様とする。以下同じ。) および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(次号および第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号および第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5,000円を乗

に他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても同様とする。以下同じ。) および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(次号および第3号ならびに第4項において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号および第3号ならびに第4項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に31万円を乗じて得

じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(新設)

た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

- 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第

314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に31万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

（特例対象被保険者等の特例）

第19条の2 世帯主または当該世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項および前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含

（特例対象被保険者等の特例）

第19条の2 世帯主または当該世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、第13条の6の4、第13条の9および第13条の14ならびに前条第1項（同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）および同条第4項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（国民健康保険法施行

まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に規定する場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の6の5第1項」と、「第3項」とあるのは「第4項において準用する第3項」と読み替えるものとする。

（新設）

3 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等

令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第4項に規定する場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の6の5第1項」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の15第1項」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

4 （略）

(1) （略）

割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第13条第1項の基礎賦課額」とあるのは「第13条の6の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(新設)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）

(2) (略)

5 (略)

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあるのは「第19条第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第13条第1項の基礎賦課額」とあるのは「第13条の15第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）

のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

(新設)

4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所

のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第5項」とあるのは「第6項において準用する第5項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第5項」とあるのは「第7項において準用する第5項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第5項」とあるのは「第8項において準用する第5項」と、同項第1号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援金賦課額」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割および18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) (略)

得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

(新設)

(2) (略)

6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、同項第1号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

7 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、同項第1号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第1号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割および18歳以上被保

険者均等割」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項各号」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

(新設)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第4項、第19条の3第3項において準用する同条第1項もしくは同条第6項において準用する同条第4項または前条第4項において準用する同条第1項もしくは同条第8項において準用する同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

#### 4 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子

##### (1) 改正理由

電気通信事業法の一部改正に伴い規定を整備するため

##### (2) 改正内容

第14条の2第4項中「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロ」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

##### (3) 施行期日

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

## 函館市印鑑条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 印鑑登録者が、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)または自らの移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれている電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により当該電磁的記録媒体に同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。</p>	<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 印鑑登録者が、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)または自らの移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれている電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により当該電磁的記録媒体に同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。</p>